保長介第２３４０号

令和３年８月２日

介護サービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課長

（公　印　省　略）

**緊急事態宣言の発出に伴う事業所の運営について（通知）**

日頃より介護保険制度の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和３年７月３０日に埼玉県を対象地域とした緊急事態宣言が発出され、８月２日から適用されました。

現在、高齢者や高齢者施設従事者等へのワクチン接種が進んでいる状況ではありますが、ワクチン接種を希望する方全員に行き届いている段階ではなく、市内での感染状況は拡大傾向にあります。

また、ワクチンを接種することにより、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度防ぐことができるかはまだ分かっておりません。

そのため、引き続き、各事業所におかれましては、これまでも感染防止対策を講じていただいているところでありますが、定期的な換気や感染防護具を活用するなど、より一層の感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止に関する情報等につきましては、本市ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認お願いいたします。

　　【参考】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

（たどり方）トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>指定申請・共通

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p075655.html>

【担当】  
保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係　  
電話　０４８－８２９－１２６５  
ファックス　０４８－８２９－１９８１

メールkaigo-hoken@city.saitama.lg.jp